

東海村建設工事等における暴力団等の排除に関する要綱及び関係  
規則等の改正の概要について

1 東海村建設工事等における暴力団等の排除に関する要綱（以下「暴力団  
排除要綱」という。）の概要

(1) 建設工事等からの暴力団等の排除（第3条、第4条関係）

村は、入札参加資格審査申請を行い、名簿に登録された業者（以下「有資格業者」という。）が次の表の左欄に掲げる指名除外要件に当てはまる場合は、同表右欄に掲げる指名除外期間によって指名除外の措置を講じることとします。

なお、指名除外要件が2以上当てはまるときは、指名除外期間が最も長いものを該当させるものとします。また、指名除外措置を受けた有資格業者が、指名除外期間の満了後3年以内に再度指名除外措置要件に該当したときは、当該措置要件に係る指名除外期間を2倍にします。

指名除外要件	指名除外期間
1 有資格業者の役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団等であると認められるとき。	当該認定をした日から12か月以上。ただし、期間満了時において、当該措置要件が改善されていない場合は、当該措置要件が改善されるまで期間を延長する。
2 業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行をするために、暴力団等を利用したと認められるとき。	当該認定をした日から9か月以上
3 いかなる名義をもってするを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から6か月以上
4 有資格業者の役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から6か月以上。ただし、期間満了時において、当該措置要件が改善されていない場合は、当該措置要件が改善されるまで期間を延長する。

5 暴力団等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等から原材料等を購入し、産業廃棄物処理施設として利用し、又は下請契約を締結したと認められるとき。	当該認定をした日から6か月以上
6 暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への届出、発注者への報告義務を怠ったと認められるとき。	当該認定をした日から6か月以上

※「役員等」とは、有資格業者が法人である場合は当該法人の役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者を、個人事業主である場合は当該個人、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。

※「暴力団等」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員、暴力団に協力する等暴力団と関与する者その他暴力団の関係者であるとして警察から通報のあった者をいう。

※「不当介入」とは、暴力団等が、建設工事等を受注した業者（以下「受注業者」という。）に対し、合理的な理由がないにもかかわらず、暴行し、脅迫し、若しくは威圧する言動その他不当な手段により違法若しくは不適正な要求をすること又は建設工事等の進捗の障害となる行為をすることをいう。

**(2) 随意契約及び下請負等の制限（第7条、第8条関係）**

原則として村は、指名除外中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとします。また、指名除外中の有資格業者は、建設工事等の受託又は下請けすることはできないものとします。

**(3) 資材購入等の制限（第9条関係）**

受注業者は、建設工事等の契約を履行するに当たり、暴力団等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等から原材料等を購入し、産業廃棄物処理施設として使用し、又は下請契約を締結してはならないものとします。

**(4) 不当介入の際の措置（第10条関係）**

受注業者は、暴力団等から不当介入を受けたときは、警察に対し被害届を提出した上で、村に報告することとします。この場合村は、必要に応じて工期の調整や延長等の措置を講じることとします。

**(5) 対策会議の設置（第12条～第18条関係）**

村は、建設工事等から暴力団等を排除するために必要な情報の交換や指名除外等の措置に関する審議を行うため、建設工事等暴力団排除対策会議を設置します。対策会議は、警察と密接に連絡を取りながら運営するものとします。

**2 関係規則等の改正の概要**

**(1) 契約約款（東海村財務規則）の改正**

受注業者が契約後、暴力団排除要綱に掲げる指名除外要件（6を除く）に当てはまる場合、契約を解除し、違約金を徴収する規定を加えました。

**(2) 東海村建設工事等入札参加資格選定規程の改正**

暴力団排除要綱の施行に伴い、指名競争入札における指名基準に東海村建設工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置又は暴力団排除要綱に基づく指名除外措置を受けている者は、指名の対象から除外する旨の規定を加えました。

**(3) 東海村一般競争入札実施要綱の改正**

暴力団排除要綱の施行に伴い、一般競争入札に参加できる者の要件に暴力団排除要綱に基づく指名除外の措置を受けていない旨の規定を追加しました。

**3 その他**

暴力団排除要綱の制定に伴い、その実効性を確保し、相互の連絡体制を整えるため、茨城県ひたちなか西警察署と「暴力団排除に関する協定」を締結する予定です。